
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 95 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 95 回税効果会計専門委員会（2025 年 7 月 2 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（住民税（均等割）に係る取扱いに関する再提案）

2. 事務局提案に賛成する。
3. 「課税対象利益を基礎とする税金」に該当しない税金の表示区分について明記することで、実務上対応しやすくなるを考える。
4. 重要性の観点からはどの企業においても影響は小さいと考えるが、一方でどの企業にも当てはまる論点であるため、1、2 年の経過措置を適用できる期間を設けることで、準備期間を十分に確保できると考える。
5. 経過措置の期間については、3 年は長すぎると考えており、1、2 年で十分対応可能であるため、早期に新しい取扱いに移行すべきであると考えている。
6. 事務局提案の資料(2)の第 11 項(1)及び(2)に賛成する。事務局提案の(3)については、経過措置を置く意義が分かりづらいため、検討いただきたい。
7. 3 年間の経過措置が必要かどうかについては、公開草案に対するコメント募集の際に質問項目としていただきたい。
8. 利用者の立場からは、住民税（均等割）に関して影響額が大きくないと考えるため、作成者の実務負担を考えて検討いただきたい。一方で経過措置の期間が長くなると、利用者としては、財務諸表を使いづらくなるため、期間は可能な限り短くなるように対応いただきたい。
9. 過年度の遡及修正の可否について、慎重に検討いただきたい。

（受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税に関する検討）

10. 事務局案に賛成する。

11. 税額控除の適用を受けない税額について、現行の「営業外費用として表示する」とした定めを、今回の見直しを機に「損益計算書の税引前当期純利益より上の適切な科目に表示する」ことのみを定めることに変更することになった場合、受取利息及び受取配当金と対応する区分に計上するなどの考え方を結論の背景で記載してはどうか。
12. 「持株会社の個別財務諸表における当該税額の表示の自由度を制限することにもつながる」との記載について、結論の背景にそのまま記載するには、個別の事情に入り込みすぎていると考える。
13. 事務局提案を採用した場合に、現行の取扱いが変わる可能性が考えられるが、経過措置を設けることを検討しているか確認したい。
14. 税額控除の適用を受けるかどうかを根拠に、税金費用の性格を分けるという従来の考え方を使っていると理解しているが、税務上の対応によって税金費用の会計上の性質が変わるということが適切なのか疑問がある。損金に算入する税額は所得を構成するため、実務的には、税務上の取扱いで税引前当期純利益の上と下のいずれに表示するかを分けることに意味があるのか疑問である。
15. 現状の考え方を踏襲する部分について、税額控除や同族会社の留保金課税などに係る税金の表示に関しては、現在審議中の考え方との共通点だけを捉えて企業が独自の解釈を行う可能性もあるため、誤解のないように示す必要があると考える。

(外国の法令に従い納付する税金等に関する検討)

在外子会社等、在外支店等が所在地国の法令に従い納付する税金

16. 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」との関連で、在外子会社及び在外持分法適用関連会社（以下合わせて「在外子会社等」という。）が、国際財務報告基準（IFRS）や米国会計基準をもとに会計処理を行っている場合、見直し後の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に合わせて、在外子会社等の税金を組み替える必要があるか確認したい。

親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金

17. 税額控除の対象となる税金について、実際に税額控除された税金であるのか、それとも税法上税額控除の対象にすることができる税金であるのか、線引きが難しいと考える。

外国子会社からの受取配当金等に課される外国源泉所得税

18. 事務局案に賛成する。

19. 税効果会計における取扱いと、課税対象利益を基礎とするかどうかをあわせて整理していると理解しており、現行の実務に影響を与えないという方向性の上では、現実的な対応と考える。
20. 日本の会計基準では、個別財務諸表の積み上げとして連結財務諸表があるという考え方を基本としている中で、親会社の個別財務諸表における表示を連結財務諸表における表示と合わせることを根拠とすることは、適切であるか疑問である。課税対象利益を基礎とする税金という新しい概念を取り入れることを契機に、原則的な考え方を貫くことが適切であると考え。見直し後の基準において、個別には定めを置かないことも1つの考え方である。
21. 利用者の立場としては、一貫した考え方に沿って処理されていることが重要であり、連結財務諸表と個別財務諸表で税金の表示方法が異なることが気になることは少ないと考える。
22. 結論の背景を記載する際には、本プロジェクトの対象外である、会計基準等に明記されていないCFC税制の当期税金等に影響が生じないように留意いただきたい。

以 上